

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画(概要版) 令和5年度～令和9年度

## 計画策定の趣旨

私たちの誰もが、ある日突然、避けようもない形で犯罪の被害に遭ってしまうということがありえます。

犯罪被害者やそのご家族が再び平穏な生活を送れるようになるためには、一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、犯罪等による直接的な被害だけでなく周囲の人々の言動等による二次的被害の防止に県民及び事業者の理解を得て、犯罪被害者等を支えていくことが大切です。

県では、これまで、平成15年に制定したちゅうちな一安全なまちづくり条例に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込み、施策を行ってきたところですが、犯罪被害者等支援の一層の推進を図るため、犯罪被害者等支援に特化した条例として、令和4年7月に「沖縄県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

このたび、この条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「沖縄県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

この計画は、条例第9条に基づき策定するものであり、犯罪被害者等基本法（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

県が実施する具体的施策（犯罪被害者等に特化していない関連施策・事業も含む。）を体系的に整理し、定めます。

## 計画の推進体制

様々な分野にわたる施策を総合的に機能させていくために、「沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を中心に、庁内関係部局が相互に連携・協力しながら施策を進めていきます。

また、計画の策定・改定にあたっては、広く県民の意見を求め（パブリックコメントの実施）、及び「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」で調査審議します。

## 実施状況の公表、検証

条例9条第6項に基づき、毎年度、計画に基づき実施した施策の実施状況を取りまとめ、公表します。

さらに、「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」において、検証を行い、必要に応じて改善を図りながら施策を進めていきます。

# 施策の体系

## 【目標】

## 【基本方針・施策の柱】

## 【基本的施策】

社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現

基本方針 1  
損害の回復及び経済的負担の  
軽減  
\* 条例第 8 条第 1 号

1 損害賠償請求等に関する  
援助

2 経済的負担の軽減

3 居住の安定

4 雇用の安定

基本方針 2  
精神的・身体的被害の回復  
\* 条例第 8 条第 2 号

1 保健医療サービス及び福  
祉サービスの提供

2 保護、捜査等の過程にお  
ける配慮・情報提供等

基本方針 3  
再被害・二次的被害の回復  
\* 条例第 8 条第 3 号

1 安全の確保

2 二次的被害の防止

基本方針 4  
県民・事業者の理解の促進  
\* 条例第 8 条第 4 号

1 県民・事業者の理解の促  
進

基本方針 5  
民間支援団体・支援従事者の  
育成・支援  
\* 条例第 8 条第 5 号

1 人材の育成・調査研究

2 民間支援団体に対する支  
援

基本方針 6  
連携協力体制の整備  
\* 条例第 8 条第 6 号、第 12 条

1 総合的な支援体制の整備

2 相談及び情報の提供等

3 市町村における支援体制  
の充実に向けた取組

## 基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減

### 1 損害賠償請求等に関する援助

#### 【具体的施策】

- 交通事故相談所での相談等
- 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実
- 暴力団犯罪による被害の回復の支援

### 2 経済的負担の軽減

#### 【具体的施策】

- 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備
- 犯罪被害者支援に係る公費支出
- 犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知
- 福祉資金貸付制度の活用

### 3 居住の安定

#### 【具体的施策】

- 公営住宅への優先入居及び一時使用
- 民間住宅への入居支援
- 被害直後における居住場所の確保

### 4 雇用の安定

#### 【具体的施策】

- 事業主の理解の促進
- 犯罪被害者等への就労支援
- 労働相談窓口の設置及び周知
- 個別労働紛争解決制度の周知

## 基本方針2 精神的・身体的被害の回復

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

#### 【具体的施策】

- 性暴力被害ワンストップ支援センター（病院拠点型）の運営
- おきなわ子ども虐待ホットライン
- 精神保健福祉相談の実施
- 精神通院医療の公費負担
- 生活再建等に資する福祉サービス支援制度の活用
- 学校における教育相談体制の充実
- 不登校の児童生徒に対する支援
- 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

### 2 保護、捜査等の課程における配慮・情報提供等

#### 【具体的施策】

- 迅速・確実な被害の届出の受理等
- 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進
- 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等
- 犯罪被害者の意向に配慮した証拠物件の取扱い
- 捜査に関する適切な情報提供等（被害者連絡制度、民間団体との連携）
- 交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故事件捜査の推進
- 女性警察官の配置等
- 被害児童からの事情聴取における配慮
- 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善

## 基本方針3 再被害・二次的被害の防止

### 1 安全の確保

#### 【具体的施策】

- 児童の安全の確保等に関する取組
- 女性相談所等における一時保護体制・対応の充実
- 児童虐待の再被害防止・早期発見のための関係機関の連携等
- 警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化
- 再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）
- 犯罪被害者等に関する情報の保護
- 行方不明者対策強化

### 2 二次被害の防止

#### 【具体的施策】

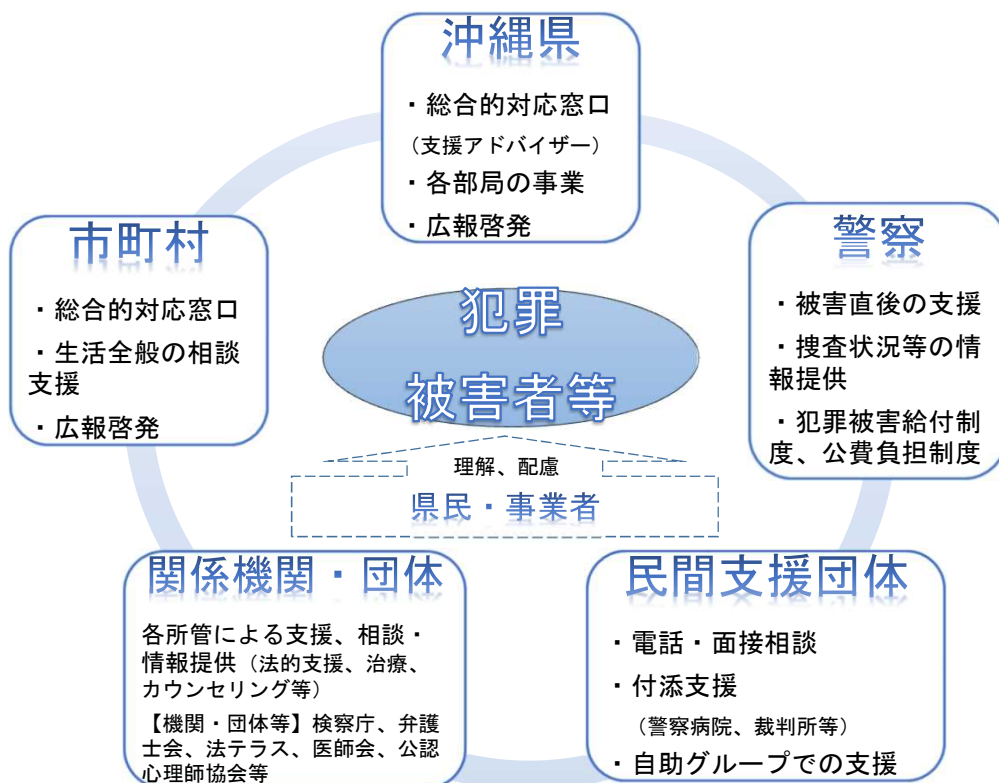
- 県民・事業者の理解の促進
- 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施
- インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等
- 犯罪被害者等に関する情報の保護【再掲】

## 基本方針4 県民・事業者の理解の促進

### 1 県民・事業者の理解の促進

#### 【具体的施策】

- 様々な機械・媒体を通じた広報啓発の展開
- 「犯罪被害者週間」を中心とした集中的な広報啓発の実施
- 犯罪被害者等施策に関連する特定の期間における広報啓発の実施
- 児童虐待防止に向けた周知広報
- DV防止に向けた意識啓発
- 犯罪被害者等の人権を含む人権問題に関する啓発
- 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施
- 各種統計等を集約した情報の発信



## 基本方針5 民間支援団体・支援従事者の育成・支援

### 1 人材育成・調査研究

#### 【具体的施策】

- 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施【再掲】
- 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実
- 性暴力被害者支援に係る研修の実施
- 女性相談員の資質向上
- 児童養護施設職員等の資質向上
- 交通事故相談所職員の育成
- 民生委員・児童委員に対する研修の実施
- 学校における相談対応能力の向上
- 犯罪被害者等の状況把握等

### 2 民間支援団体に対する支援

#### 【具体的施策】

- 民間支援団体における人材の確保・育成
- 民間支援団体の活動に対する支援

## 基本方針6 連携協力体制の整備

### 1 総合的な支援体制の整備

#### 【具体的施策】

- 沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの配置
- 犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布
- 沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催
- 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催
- 関係機関・団体との連携の推進
- 死傷者多数の事案発生時における対応

### 2 相談及び情報の提供等

#### 【具体的施策】

- 県における犯罪被害者等に関する相談体制
- 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実
- 自助グループの紹介等
- インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等【再掲】
- 県をまたぐ支援が必要な場合における対応
- 海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集
- 指定被害者支援要員制度の活用
- 「被害者の手引」の作成・配布
- 性犯罪被害者に対する情報入手の利便性の向上

### 3 市町村における支援体制の充実に向けた取組

#### 【具体的施策】

- 市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進
- 犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施【再掲】
- 市町村個別巡回訪問の実施
- 市町村巡回パネル展の実施

## 犯罪被害者等のための主な相談窓口

### 犯罪被害に関する総合的な相談

●沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口（沖縄県子ども生活福祉部 消費・くらし安全課）  
098-866-4115 月～金（祝日を除く）9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

●公益社団法人 沖縄被害者支援ゆいセンター  
098-866-7830 月曜日～金曜日（祝日を除く） 10:00～16:00

●沖縄県警察本部 警察安全相談  
# 9110（全国共通）又は 098-863-9110  
（緊急の事件・事故以外いつでも相談ください。）

### 交通事故に関する相談

●沖縄県交通事故相談所（本所・支所）  
本所 098-866-2185 月～金（祝日を除く）8:30～17:15  
支所 098-939-7512 月・水・金（祝日を除く）8:30～17:15

### 性犯罪被害に関する相談

●沖縄県警察本部 性犯罪被害者相談専用電話  
# 8103（全国共通）又は 098-868-0110

●沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター  
24時間 365日 # 8891 繋がらない場合は 098-975-0166

### DV（配偶者やパートナーからの暴力）被害に関する相談

●沖縄県女性相談所（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）  
098-854-1172 年末年始を除く毎日  
平日 8:30～17:15 土日・祝日 8:30～16:30

●北部福祉事務所 0980-52-0051  
月～金（祝日を除く）8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

●中部福祉事務所 098-989-6603（同上）

●南部福祉事務所 098-889-6364（同上）

●宮古福祉事務所 0980-72-3132（同上）

●八重山福祉事務所 0980-82-2330（同上）



沖縄県犯罪被害者等支援計画（概要版）

令和5年6月

沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課

TEL:098-866-2187 FAX:098-866-2789

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/index.html>

計画の全文は県のホームページに掲載しています。

